平成２５年（フ）第４５１号
兵庫県尼崎市道意町３丁目７番４号大西ビル１階
破産者　有限会社ブルーハーツ
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２９号
熊本市中央区辛島町２番１号
破産者　株式会社グラヴィス
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１１１号
茨城県取手市井野２丁目３番30―405号、破産手続開始決定時の住所茨城県取手市桜が丘２丁目23番６号
破産者　藤原　洋子
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
茨城県土浦市港町１―５―９　スカイハイツミナト705号室、破産手続開始決定時の住所茨城県取手市藤代南３丁目３番地18
破産者　堀口　謙信
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
茨城県牛久市猪子町786番地２
破産者　高島　安希
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
栃木県佐野市大町2993番地９、前住所栃木県佐野市茂呂山町７番地７
破産者　針谷　武治
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第６６号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1562番地６
破産者　齊木　文和
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６７号
山梨県中央市西花輪4177番地14
破産者　齊木　廣義
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
山梨県南巨摩郡身延町身延1072番地
破産者　望月　珠美
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６３３号
静岡県牧之原市波津1591番地１
破産者　前田　志津
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６３号
中華人民共和国（江蘇省常州市通江南路２号凱納商务广场酒店式公寓1902）、住民票上の住所愛知県西尾市羽塚町坊山14番地１
破産者　坂部　貴之
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６４号
石川県かほく市遠塚イ20の１、住民票上の住所愛知県西尾市羽塚町坊山14番地１
破産者　坂部喜三江
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６号
愛知県岡崎市稲熊町字１丁目２番地
破産者　岡村　隆幸
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７号
愛知県岡崎市稲熊町字１丁目２番地
破産者　岡村　彰代
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８号
愛知県岡崎市稲熊町字１丁目２番地
破産者　岡村誠一郎
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４１号
愛知県西尾市住崎３丁目100番地　カインドネス西尾307号室、住民票上の住所愛知県半田市相賀町１番地の169
破産者　梅村　通広
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
大津市長等３丁目５番27号
破産者　松山裕一朗
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６７号
兵庫県芦屋市大原町27番９号　メゾン大原201号、前住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町６番９―303号
破産者　今西　聡子
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係